

契約ルールで消費者保護

民法改正、法制審が原案

契約ルール こう変わる (○メリット ▲デメリット)

法定利率	今 5%の固定金利。支払いが遅れたときの 上乗せ金利が割高	改正案 まず3%に。3年ごとに1%刻みで見直し
連帯保証	家族が保証人になり自己破産のケースも	経営者以外の保証人は、 公証人が意思を確認
時効	飲食代の「ツケ」は1年、 診療代は3年などまちまち	5年に統一
貸付マンシ ョンの契約 保証人	保証人が負う限度額を 定めない契約が一般的	限度額の規定を 義務付け
欠陥商品	民法上は損害賠償請 求が契約解除	修理や代金減額の 請求も明記

暮らしへの影響

- 上乗せ金利も実勢に近く
- 交通事故で受け取る保険金が増える
- ▲自動車保険料は値上げも

○家族が安易に保証人になりにくく
▲融資条件が厳しくなることも

○わかりやすくなりトラブルが減る

○借り主の失火や自殺で、保証人が法外に高額な賠償を負うのを防ぐ

○消費者の対処方法が広がる

法定利率下げ
会社員のAさん(42歳) 療費などは除く) は今は 4932万円だが、民法改正後は約6094万円

事故で亡くなった場合、
受け取る損害賠償金(治
療費などは除く) は今は
4932万円だが、民法
改正後は約6094万円

原案の柱の一つは、低金
3%に引き下げ、その後

交通事故▼保険金は増加

法制審議会(法相の諮問機関)の民法部会は26日、消費者や企業の契約ルールを定める債権関係規
定(債権法)の改正原案をまとめた。抜本改正は1896年の制定以来初めてで、長引く低金利やネ
ット取引の普及などを踏まえ、消費者保護に軸足を置いて見直しした。法制審は来年2月に法相に正式
に答申、法務省は通常国会に民法改正案を提出する方針だ。

利時代に応じた金融面
の消費者の保護だ。民法
が定める利率(法定利率)
を現行の5%の固定から
3%に引き下げ、その後

▼法定利率 お金を貸
し借りした人が、金利を
とるときは、その利率は、年
特に定めなかった場合に
自動的に適用される利
率。民法404条で「利
息を生ずべき債権につい
ては3年ごとに1%刻みで
見直す変動制の導入を盛
り込んだ。
利率引き下げは交通事
故の被害者に支払う損害
賠償の増額につながる。
賠償額は生きていれば得
られた利益を一括しても

は3年ごとに1%刻みで
見直す変動制の導入を盛
り込んだ。
利率引き下げは交通事
故の被害者に支払う損害
賠償の増額につながる。
賠償額は生きていれば得
られた利益を一括しても

公証人を義務化
もう一つの柱が連帯保
証制度の見直しだ。中小
零細企業への融資では、
契約に詳しくない経営者
の家族が連帯保証人と
なり、多額の借金を背負
って生活破綻に追い込ま
れる事態が少なくない。
改正原案は家族ら第三者
が個人で保証人になる際
に、公証人が立ち会い、
自発的な意思を確認する
ことを条件とした。
法務省は当初、安易に

連帯保証人▼安請け合い防ぐ

保証人になるのを防ぐた
め、家族らが保証人にな
るのは原則認めない案を
検討した。これに中小企
業側からは「家族の個人
保証は不動産など担保が
十分でない中小企業の信
用力を補う。過度に条件
を厳しくすれば融資の条
件が厳しくなる」との懸
念が相次いだ。
改正原案はこうした懸
念を踏まえ、条件付きで
家族らが保証人になるの
を認めた。融資が厳しく
なるのを懸念する声は残

るが、日本商工会議所は
「実態に即した内容にな
る。」

企業には一定の制約

今回の民法改正で、法務省は消
費者が企業に比べて弱い立場にあ
るとして消費者を擁護する姿勢を
強めた。損害賠償の増額につな
がる法定利率の引き下げや連帯保証
に一定の条件を加えたことなどが
その一例だ。
半面、消費者保護の対策は企業
の活動に一定の制約を課す。頻繁
な法定利率の見直しは保険業務の
コスト増要因になる損保業界は1
年ごとに0.5%刻みで見直すこ
とを当初に反対し、見直し幅は

1%刻みに落ち着いた。
企業が不特定多数の消費者と円
滑に契約をするため、決まった形
式で事前につくる「約款」の規定
創設も経済界と綱引きになった。
対面取引でないため約款を重視
するネット関連業界は導入を歓迎
したが、経団連は「企業の活動に
制約が増える」と強く反対。法制
審は改正原案から約款の項目を
外して結論を持ち越した。来年2
月の答申まで綱引きが続くそう
だ。

支払い時効統一

1年、弁護士費用は2年
診療料は3年と支払う内
容によって時効の期間が
異なるが、5年に統一し
ており、民法改正後
も大半の中小企業の資金
調達に大きな影響は出な
いだらう」と話してい
た。

ツケ飲食▼5年まで請求

飲食代も5年前のツケまで
請求が有効になる。
マンシオンなどを借り
た時の敷金も民法には規
定がない。貸主に契約終
了時に敷金を返すよう義
務付ける一方、経年劣化
による補修費分は返さな
くてよいとした。賃貸契
約で保証人が負う賠償の
限度額の規定も定めると
した。

支払う保険金が増え、自
度の影響があるかは明示
できない」とコメントし
引き上げが想定される。
日本損害保険協会は26
日、「保険金に影響があ
ると思われるが、どの程
度か」として、期間の利息を
計算する時にも用いる。
利息を決めずにお金をや
り取りつて金銭トラブル
になった場合、裁判など
でも法定利率を当てはめ
て利息をはじき出す。

ツケ飲食▼5年まで請求

飲食代も5年前のツケまで
請求が有効になる。
マンシオンなどを借り
た時の敷金も民法には規
定がない。貸主に契約終
了時に敷金を返すよう義
務付ける一方、経年劣化
による補修費分は返さな
くてよいとした。賃貸契
約で保証人が負う賠償の
限度額の規定も定めると
した。

ツケ飲食▼5年まで請求

飲食代も5年前のツケまで
請求が有効になる。
マンシオンなどを借り
た時の敷金も民法には規
定がない。貸主に契約終
了時に敷金を返すよう義
務付ける一方、経年劣化
による補修費分は返さな
くてよいとした。賃貸契
約で保証人が負う賠償の
限度額の規定も定めると
した。

ツケ飲食▼5年まで請求

飲食代も5年前のツケまで
請求が有効になる。
マンシオンなどを借り
た時の敷金も民法には規
定がない。貸主に契約終
了時に敷金を返すよう義
務付ける一方、経年劣化
による補修費分は返さな
くてよいとした。賃貸契
約で保証人が負う賠償の
限度額の規定も定めると
した。